



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年1月11日(金) 第9665号

目次

ページ

告示

○解除予定保安林(森林保全課)	2
○保安林の指定施業要件の変更予定(同)	2
○道路の区域変更(道路管理課)	3
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	3

公告

○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	3
○土地改良区の定款変更認可(同)	4
○土地改良区連合役員の就退任の届出(同)	4
○都市計画道路変更の県原案(都市計画課)	4
○都市計画事業の変更認可(同)	5
○公聴会の開催(同)	5
○開発工事の完了(建築課)	6

落札

○落札者等の決定(危機管理室)	7
-----------------	---

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字南野牧字横道9735の5、字滑石10504の3、字土合10545の4
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

## ◎群馬県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡片品村（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡片品村（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (ア) 主伐は、択伐による。
      - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	下仁田上野線	甘楽郡南牧村大字小沢字丁萱1702番の1地先から同郡同村大字千原字田ノ平198番の9地先まで	前	7.5～14.6	565.6
			後	9.9～28.9	563.7

◎群馬県告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、榛名都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 榛名都市計画道路 (1) 3・6・1号榛名幹線 (2) 3・4・2号里見幹線
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 3・6・1号榛名幹線  
変更する部分 高崎市上大島町及び下里見町地内
  - (2) 3・4・2号里見幹線  
変更する部分 高崎山下里見町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県高崎土木事務所及び高崎市都市整備部都市計画課

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所

阿左美沼	監事	新任	武井和子	みどり市笠懸町阿左美1369番地6
春日松原堰	理事	退任	奥原努	高崎市町屋町830番地3
藤岡	監事	退任	中村春夫	藤岡市藤岡2181番地10

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により邑楽土地改良区の定款の変更を平成30年12月28日認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区連合役員の就任及び退任の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により公告する。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
渡良瀬川下流	理事	新任	浅野康彦	館林市西本町1番地24
	同	同	荒川充司	同 当郷町193番地
	同	同	荻野廣	邑楽郡板倉町大字板倉1637番地1
	同	同	延山宗一	同 同 大字岩田2272番地
	同	退任	大野泰弘	館林市本町四丁目6番27号
	同	同	半田一利	同 羽附旭町879番地
	同	同	中里則親	邑楽郡板倉町大字板倉1908番地
	同	同	古橋泰治	同 同 大字岩田2045番地1
	監事	新任	塩田正	館林市赤生田町1784番地
	同	退任	荒川充司	同 当郷町193番地

渋川都市計画道路について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により変更するに

当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

都市計画道路中3・4・4号渋川高崎線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅員	
幹線街路	3・4・4	渋川高崎線	渋川市行幸田字天神	渋川市阿久津字前畑	渋川市石原	約2,800m	地表式	2車線	18m	JR吾妻線と立体交差 幹線街路と平面交差9箇所	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、平成30年12月27日国土交通省関東地方整備局長が都市計画事業の変更を認可した旨の告示（平成30年関東地方整備局告示第274号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画事業の種類及び名称 前橋都市計画道路事業3・4・4号中央大橋線
- 2 施行者の名称 群馬県
- 3 事務所の所在地 前橋市大手町一丁目1番1号
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成26年1月22日から平成33年3月31日まで

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、渋川都市計画道路に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 開催期日及び場所 平成31年2月7日（木）午後2時から 渋川市役所第二庁舎203会議室
- 2 作成しようとする都市計画の案 渋川都市計画道路の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県渋川土木事務所及び渋川市建設部都市計画課において、平成31年1月11日（金）から同月25日（金）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計

画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、平成31年1月25日（金）までに下記に到着するよう提出すること。

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課

- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。  
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県渋川土木事務所、渋川市建設部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3654

別記様式

渋川都市計画道路の変更（3・4・4号渋川高崎線の変更）に関する公述申出書		年 月 日
群馬県知事 大澤 正明 あて		
平成31年1月11日付け群馬県報に登載された渋川都市計画道路の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。		
1	公述申出人	住所
		電話番号
	氏名	職業
		印
		年齢
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）	
3	意見の要旨（別紙のとおり）	

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町南大島1603-1	邑楽郡明和町新里631番地3 カサベルデG202 岡崎淳一、岡崎愛実
2	邑楽郡大泉町大字吉田字本郷934-1、934-3、934-4、934-6、934-7、934-8	東京都渋谷区広尾1丁目7番20号 株式会社サジェスト 代表取締役 宮内宗頼
3	佐波郡玉村町大字宇貫字川端424-2、424-5、424-6	佐波郡玉村町大字八幡原1994番地2 306号 石関義伸
4	邑楽郡板倉町大字板倉字西原2619-1、2619-2、2619-3、字亥之子2671-1、2674-1、2674-4、2674-5、2693-1、2693-6、2695-5、2695-	邑楽郡板倉町大字板倉2067 板倉町長 栗原実

	6、字入之山2681-1、2681-9、2681-10、2681-11、2682-1	
5	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1235-6、1235-8	神奈川県海老名市大谷北3丁目30番地24-102号 草野翔

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成31年1月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 平成30年度総合防災情報システム端末機器賃貸借 デスクトップ型パソコン125台、ノート型パソコン48台、カラーレーザープリンタ123台、カラープリンタ1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部危機管理室 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 平成30年12月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521-8
- 5 落札金額 37,895,040円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成30年11月6日

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111